

主な議案

人事

松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について

増田 信夫(ますだ のぶお)氏 再任

任期：令和6年4月20日から令和9年4月19日まで



松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

問 条例の一部改正について説明を求める。

- 答 ①重度医療の対象の方が、町外の介護保険施設に入所した場合の医療費自己負担分の市町村補填を、施設設置市町村で負担している現行制度では、設置市町村に財政的な不公平感が出るため、居住地自治体が医療費補填をする居住地特例を適用する。
- ②こども医療費制度やひとり親家庭の医療費制度は、自己負担分を町が負担している。重度医療の対象になった場合には、これらの医療制度より重度心身障がい者医療を優先することを条例に規定し明文化した。

松伏町介護保険条例の一部を改正する条例

○所得段階別保険料

所得段階	年額 (円)	想定人数 (人)
第1段階	30,800	1,290
第2段階	46,400	552
第3段階	46,700	479
第4段階	61,000	1,305
第5段階	67,800	1,170
第6段階	81,300	1,410
第7段階	88,100	1,188
第8段階	101,700	571
第9段階	115,200	239
第10段階	128,800	107
第11段階	142,300	44
第12段階	155,900	31
第13段階	162,700	39
第14段階	169,500	24
第15段階	176,200	62

- 問 第5段階（基準額）6万7,800円は、前回より1万1,000円上がっている。今回の改正による町民への影響について聞く。
- 答 この介護保険料は、令和6年度から令和8年度まで適用。65歳以上の高齢者全てが増額の影響を受ける。
- 問 所得段階別の段階を12段階から、今回15段階にした理由を聞く。
- 答 前は国のモデルは9段階だったが、松伏町は12段階を採用していた。今回は、国が示していた9段階を13段階にすると決まった。町には、低所得者層の方が20%から25%いる。国の第9期計画では、高所得者層の負担している保険料を低所得者層の保険料の圧縮に使う段階設計をするよう求められているため、15段階を採用した。

## 松伏町在宅福祉支援サービス手数料条例の一部を改正する条例

問 ふれあいデイサービス事業を廃止することで、それに代わる事業は考えているのか。

答 ふれあいデイサービスは、介護認定を受けていない方のデイサービスとして社会福祉協議会が実施している。今回それを廃止することに伴い、ふれあいセンターをベースとした要支援者の方のデイサービス事業を行う。この事業は、要支援1・2の方、および基本チェックリスト該当者が対象となる。

問 新しく始める要支援者の方のデイサービス事業の内容と利用者負担は。

答 半日利用のデイサービスの要望もあったため、半日型（2時間程度）で実施する。利用負担は、介護保険1割負担の方で300円、送迎の場合は350円で検討している。事業内容の1つは、今まで行ってきた創作活動、認知症予防の体操や歌など介護予防を意識した事業。もう1つは、デイサービスのなかで行えるリハビリ的な要素を加えたものの2種類を展開していこうと考えている。



## 松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

問 介護サービス事業者に運営規程の概要等の重要事項について、書面による掲示に加えて、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるとあるが、ホームページを持っていない事業所ではどうするのか。

答 1年の経過措置を経て、令和7年度から実施。厚生労働省の介護サービス情報公開システムや松伏町・吉川市で共同で運営している吉川市・松伏町医療・介護資源情報提供システムで情報開示できる。

問 身体的拘束等を行ってはならないこと及び身体的拘束等を行う場合の記録を義務づけるとあるが、記録の開示はできるのか。

答 身体的拘束は、介護も医療も基本的には禁止とされている。入院もしくは入所するにあたって、必ず本人の同意もしくは家族の同意をとることが大原則として行われている。そのうえで、緊急のやむを得ない場合に身体的拘束を行った場合には、状況・時間・理由等を記録することを義務づけるもの。記録の公開について、厚生労働省のガイドラインでは、原則開示となっている。ただし、その内容が事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす場合などは、「全部開示をしない」、もしくは「一部を開示しない」ということができるというのが個人情報保護法に従って可能ではあるとされている。

## 松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

問 重要事項の掲示の見直しの自動公衆送信（インターネット）による公衆の閲覧とは何か。

答 各園の情報は子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」を利用して情報公開をしている。



## 令和5年度松伏町一般会計補正予算（第9号） 5,279万5,000円の増額（年度総額102億1,197万1,000円）

### 〈主な歳入〉

#### ○消防費委託金

- ・自主防災組織等活性化推進事業委託金 129万円

令和5年度から実施している避難所開設訓練に対して、総務省消防庁から交付される委託金。補助率は10分の10。埼玉県内で3自治体が採択された。

### 〈主な歳出〉

#### ○民生費

- ・認知症施策推進計画策定基礎調査等委託料 200万円

市町村は令和7年もしくは令和8年から認知症施策推進計画を定めることになっている。今後の施策の計画になる基礎調査を行う。

#### ○衛生費

- ・清掃事業者組合設立支援金 920万円

中小企業等協同組合法に定められた事業者組合として組織される法人。町の一般廃棄物収集運搬及びリサイクルセンターの運営を受託している4事業者で構成。組合名は、「松伏町環境事業協同組合」令和6年2月26日埼玉県知事の設立許可がでた。3月6日付で法人登記が完了した。

## 臨時会

## 1月31日に開催されました

提出された議案4件はすべて可決されました。

### 松伏町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

医療費の支給の対象となる子どもの範囲の拡大をする。

問 医療費の支給対象が拡大に至った経緯について伺う。

答 子ども医療費助成制度について、子どもの保健の向上、また福祉の増進を図ることを目的として、現在は中学校卒業までの子どもを助成対象としている。昨年、埼玉県から、助成対象を入院は中学3年生、通院は小学3年生まで拡充する説明があり、これに合わせ、また近隣の状況等を考慮し、入院、通院とも18歳まで拡充することとした。

### 松伏町手数料条例の一部を改正する条例

戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍証明書等の交付等に係る手数料の額を定めるとともに、規定の整備をする。

### 財産の取得について

台風等による浸水被害の軽減を図るため、災害対策用移動式ポンプを2,750万円で取得。

### 令和5年度松伏町一般会計補正予算（第8号）

#### 〈主な歳出〉

- ・給付金・定額減税一体措置に係る住民税非課税世帯等重点支援事業費 1億218万円
- ・エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策に係る事業費 9,957万円

# 委員会報告 見る・聞く・動く

## 議会改善改革特別委員会

### 議会改善改革に関する審議報告書

地方分権が進展するなか、二元代表制のもと地方議会の果たす役割は重要性を増しており、議会活動の充実・強化を図るとともに、情報の公開、透明性の向上を図ることが一層求められている。松伏町議会は、より一層、町民の負託にこたえるため、開かれた議会及び議会の機能強化と活性化を目指すとともに、議会機能を不断に見直すことを目的として改善改革に取り組むものとし、当委員会は、令和4年9月設置された。

改善改革における取り組みについては、各議員から提案された項目について、優先度の高い項目から検討することとした。令和6年2月まで13回の委員会を開催し6項目について議論を進めた。これまでの議論を通して、町民のための開かれた機能する議会を目指すために、こうした改革の取り組みが必要であると改めて認識をした。継続的に続けることが重要であることから、参考とするため議論した内容を報告書にまとめた。

※町議会ホームページに掲載しています。

3月定例会の主な議案の採決		議員名													採決結果	
件名		佐藤 永子(自)	長谷川 真也(未)	増田 秀雄(未)	福井 和義(チ)	吉田 俊一(共)	田口 義博(自)	高橋 昭男(自)	高野 祐大(チ)	平野 千穂(共)	砂川 清時(自)	松岡 高志(無)	村上 真由美(公)	川上 力(公)		
<b>【町長提出】</b>																
議案第5号	松伏町固定資産評価審査委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第6号	松伏町重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第7号	松伏町監査委員に関する条例及び松伏町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第9号	松伏町介護保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第10号	松伏町在宅福祉支援サービス手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第11号	松伏町手数料条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第12号	松伏町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第13号	松伏町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第16号	令和5年度松伏町一般会計補正予算(第9号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第17号	令和5年度松伏町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第18号	令和5年度松伏町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第19号	令和6年度松伏町一般会計予算	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第20号	令和6年度松伏町国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第21号	令和6年度松伏町介護保険特別会計予算	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第22号	令和6年度松伏町後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第23号	令和6年度松伏町下水道事業会計予算	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
<b>【議員提出】</b>																
発議第1号	若者のオーバードーズ(薬物の過剰摂取)防止対策の強化を求める意見書	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	可決
発議第2号	地域公共交通の充実発展を図り、利用者の交通権を保障するための意見書	○	○	○	○	欠	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	可決
発議第3号	金権腐敗政治を一掃することを求める意見書	●	●	●	●	欠◎	●	●	○	○	●	●	●	●	●	否決

(○=賛成 ●=反対 欠=欠席 ◎=提出者)

(会派名) 自=自民クラブ、未=未来クラブ、公=公明党、共=日本共産党、チ=チェンジ松伏・無所属クラブ、無=無所属町民会議